

旭川市消費者被害防止 ネットワークニュース No.7

●旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

平成27年度、旭川市消費生活センターには2,612件の相談が寄せられていました。昨年度の相談件数が2,798で、ここ数年間は減少傾向となっています。詳細は以下の表のとおりです。

身近な方で消費生活に関して困っている方がいましたら、旭川市消費生活センターに相談するようご案内ください。

販売・購入形態		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
訪問販売	家庭訪販	344	300	286	272	227
	S F 商法	6	1	5	3	9
	アポイントメントセールス	2	3	1	5	5
	キャッチセールス	1	2	4	1	1
	上記以外	16	7	17	13	19
	計	369	313	313	294	261
通信販売		744	719	715	814	767
連鎖販売		65	51	45	39	39
電話勧誘販売		206	202	239	252	186
ネガティブオプション		4	31	51	9	11
訪問購入		—	—	14	26	49
その他無店舗		22	30	24	23	24
店舗販売		969	856	808	721	696
不明・無関係		532	487	600	620	579
総件数		2,911	2,689	2,809	2,798	2,612
多重債務		108	104	66	59	60



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

●架空請求にご注意

パソコンやスマートフォンで、誤って出会い系サイト等のアドレスにアクセスしてしまい、登録料を請求されたという相談が後を絶ちません。誤って操作した場合でも、登録や入会の前に料金等に関する内容を確認できない場合は請求の無効を主張できますが、主張しても請求が止まらないケースが多くあります。このような請求に応じ自分から事業者に連絡して、個人情報を知らせるのはやめましょう。

また、上記のようなトラブルの解決を持ちかける業者も存在し、契約をすると高額な料金を請求されるとの報告もあり、拙速に契約する事は問題を複雑化させることにもなります、落ち着いて対応しましょう。

●高齢者を悪質商法から守りましょう

健康不安や寂しさなどに付け込んで高齢者の財産をねらう悪質事業者が居ます。被害の拡大を防ぐためには、身近な人が、高齢者の次のような兆候を見逃さないことが大切です。

- ・自宅に、不審な契約書、伝票などの書類がある。
- ・不審な健康食品や、同じような商品が大量にある。
- ・会話の中に「生活が苦しい」「支払いが大変」などの話が出る。
- ・自宅周辺に、不審な人が居たり車が止まっていたりする。

●海外宝くじには手を出さないで！

オランダの宝くじ当選金の小切手を引き渡すという封書が届き、配送料として8千円が必要と記載があったので、現金を送ったが当選金はいまだ届かない。という相談がありました。

- ・申し込んでいないのに宝くじに当選することはありません。「当選した」などの甘い話には乗らないようにしましょう。
- ・海外の宝くじは、日本国内で買うだけでも違法となる可能性があります。絶対に購入してはいけません。

消費者出前講座

旭川市内のサークル・企業・学校等へ講師が出向き、悪質商法の事例を紹介し、被害の未然防止策等を説明します。

※費用は無料です。講座会場は旭川市内にご用意ください。

** 申込方法 **

①まずは1か月前までにお電話ください。

開催希望日時、開催場所、参加者の人数、主催団体名、内容等に関するご要望を伺います。

②日程調整を行い、お受けできるかどうか折り返しご連絡いたします。

③「消費者出前講座申込書」を送付してください。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/395/396/p006349.html>

